

平成25年(ワ)第478号等 福島第一原発事故損害賠償請求事件

原告 137名

被告 東京電力株式会社, 国

原告第55準備書面

(平成27年1月23日付求釈明に対する回答1)

平成27年2月27日

前橋地方裁判所民事第2部合議係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 鈴木 克

鈴木 克
印
外

第1 求釈明1項(1)について

1 求釈明事項

原告らが主張する予見可能性の対象を端的に明示されたい。本日交付した争点整理案目次案3頁5(3)アないしウに記載した3つとしてよいか。

2 回答

- (1) 地震については、裁判所の争点整理案(本件原発が存する地点における本件地震による地震動(以下「本件地震動」という。))で異存はない。
- (2) 津波については、これまで主張が若干曖昧であったが、予見の対象は、本件原発の敷地地盤面(O. P. +10m)を超えて非常用電源設備等の安全設備(政令62号第2条8号参照)を浸水させる規模の津波である。
- (3) シビアアクシデントについては、予見の対象は、設計基準事象を超える事象により、設計段階で想定する手段では炉心の冷却等を行うことができなくなる状態である。

シビアアクシデントとは、設計基準事象を超える事象により、設計段階で想定する手段では炉心の冷却等を行うことができなくなる状態であり、その結果、炉心の重大な損傷に至る事象をいう（丙A52・5頁）ところ、シビアアクシデント対策には、シビアアクシデントに拡大するのを防止するための措置と、シビアアクシデントに拡大した場合にもその影響を緩和するために採られる措置の双方がある（丙A52・4頁）。そのため、予見の対象は、シビアアクシデント自体のみではなく、炉心の重大な損傷に至る前の状態を含んだものとしなければならない。

これは、発生原因を問わない概念ではあるが、だからといって、発生原因を全く考慮しないものでもない。例えば、シビアアクシデントの発生原因に関し、「SAの起因事象としては、内部事象（機械故障、ヒューマンエラーなど）、外部事象（地震、津波、台風等）、人為的事象（テロ等）が考えられる。」との指摘がある（甲A1/116頁）。

つまり、シビアアクシデント対策における予見可能性は、これらの原因事象のリスクを確率論的に評価し、その危険性の程度を見極めるところに核心があり、予見義務の側面が極めて強い。そして、予見義務を尽くしたことにより得られたリスク評価の結果を踏まえ、結果回避措置の内容を特定し、優先順位を付けて結果回避義務を尽くしていくことになる。

第2 求釈明1項(3)について

1 求釈明事項

原告らの本件事故は本件地震動だけでも発生したという主張について検討する場合、マグニチュード9.0の地震の発生を予見できたかどうかは、どのように関係するのか。

2 回答

マグニチュード9.0の地震の発生の予見は、本件原発が存する地点にお

ける地震動を予見する際の前提事情に過ぎないものとする。

すなわち、予見の対象である「本件原発が存する地点における本件地震による地震動」は、震源域及び地震の規模と相関関係があると考えられ、想定される震源域が本件原発から相対的に近い地点であれば、マグニチュードは小さくても本件原発が存する地点における地震動は強くなり、他方、想定される震源域が本件原発から相対的に遠い地点であれば、マグニチュードが大きくなければ本件原発が存する地点における地震動は強くない。

そのような事情を前提として、本件原発が存する地点においてどの程度の地震動が予見できたかが直接的な争点となるものとする。

第3 求釈明1項(5)について

1 アについて

(1) 求釈明事項

以下の事実は、当事者間に争いがないとしてよいか。

「本件原発には、東電新福島変電所からの送配電設備（大熊線）が備えられていたが、本件地震の地震動によりこの送配電設備が損傷等したことにより、すべての送電が停止した。また、福島第一原発には、東北電力株式会社の送電網から受電する66kV東電原子力線が予備送電線として用意されていたが、ケーブルの不具合により、これから受電することもできず、本件原発は外部電源をすべて喪失した。」

(2) 回答

原告らは争わない。

2 イについて

(1) 求釈明事項

本件原発が、震度6の地震に遭遇したとき、上記ア（全外部電源喪失）は、予見の範囲内であったか。

(2) 回答

予見の範囲内であったというべきである。

3 ウについて

(1) 求釈明事項

予見可能性のある規模の地震動が発生したとき、(一時的にせよ) 外部電源の全てが失われることは想定範囲内であり、これを想定して対策を取るべきであったということについて、争う当事者はいるのか。いるならば、争う点を明らかにされたい。

(2) 回答

原告らは争わない。

第4 求釈明3項について

平成27年1月30日付上申書では2月27日午後4時までに回答すると申し上げたが、更に検討を要するので、3月20日午後4時までに延期させていただきたい。

第5 求釈明10項について(フローチャートについて)

裁判所作成のフローチャートに異論はない。

ただし、責任原因の「地震動」→「津波」→「SA」となっている部分が、一見すると主位的・予備的の関係にあるように見えるが、原告らは、この三者は選択的な関係にあると理解している。選択的な関係を図示するのは難しいため、フローチャートとしては原案どおりで良いと思うが、裁判所及び当事者間の認識は確認しておく必要があると思われる。

以上